平成２７年（フ）第２２７号
金沢市北安江１丁目１番１号　坂口第２ビル・３Ｃ号、従前の住所金沢市円光寺２丁目５番31号
債務者　宇多由美子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５３号
金沢市野町３丁目４番１号、従前の住所金沢市寺町３丁目２番24号
債務者　食酒庵　さくら坂こと　南　　正洋
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８２号
金沢市高尾台３丁目33番地２、従前の住所金沢市入江１丁目270番地
債務者　小嶋　広保
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
金沢市高尾台３丁目33番地２、従前の住所金沢市入江１丁目270番地
債務者　小嶋美由紀
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
滋賀県長浜市三ツ矢町９番14号
債務者　工藤美津枝
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目５番１―203号
債務者　北村美恵子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８３号
兵庫県尼崎市大島３丁目19番１―401号
債務者　髙橋　秀進
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７６号
奈良市芝辻町３丁目６番23―405号
債務者　山口　敦昭
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３８０号
奈良県大和郡山市雑穀町26番地２　レオパレス郡山第２―205号
債務者　土井　律子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
奈良県大和郡山市北大工町16番地
債務者　野村　幸男
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１曽我団地　646号室、旧住所徳島県徳島市国府町中553番地の１
債務者　矢倉　満仁
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９５号
徳島県徳島市北島田町２丁目30番地の３
債務者　山岡　尚也
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９８号
愛媛県松山市道後樋又７番27号　メゾンド・ルー道後樋又マークⅡ507号
債務者　髙山　俊則
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１４号
佐賀県多久市南多久町長尾4103―28、住民票上の住所佐賀県唐津市二夕子３丁目３番１―316号　江ノ尻市営住宅
債務者　松尾産業こと　松尾　隆司
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
佐賀県神埼市千代田町境原1258番地
債務者　眞崎　幸代
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
佐賀市神園２丁目７番50号　神園ハイツ102号
債務者　江口美也子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
佐賀県神埼市神埼町永歌2153番地13
債務者　園田　政臣
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係